

3 溪畔林整備事業

1 どのような事業か

水源上流の溪流両岸において、土砂流出防止や水質浄化、生物多様性の保全など森林の有する公益的機能を高度に発揮するための森林整備を実施。

1 ねらい

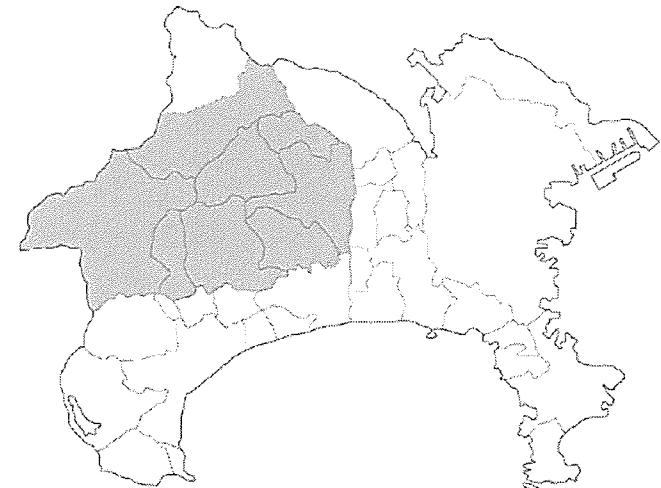
水源上流の溪流沿いにおいて、土砂流出防止や水質浄化、生物多様性の保全など森林の有する公益的機能が高度に発揮される良好な溪畔林の形成を目指す。

2 目標

丹沢大山保全計画の沢の重点管理区域内にある主流となる沢沿いの森林 180ha のうち、土砂流出等の荒廃の著しい 20ha について、5年間で整備する。

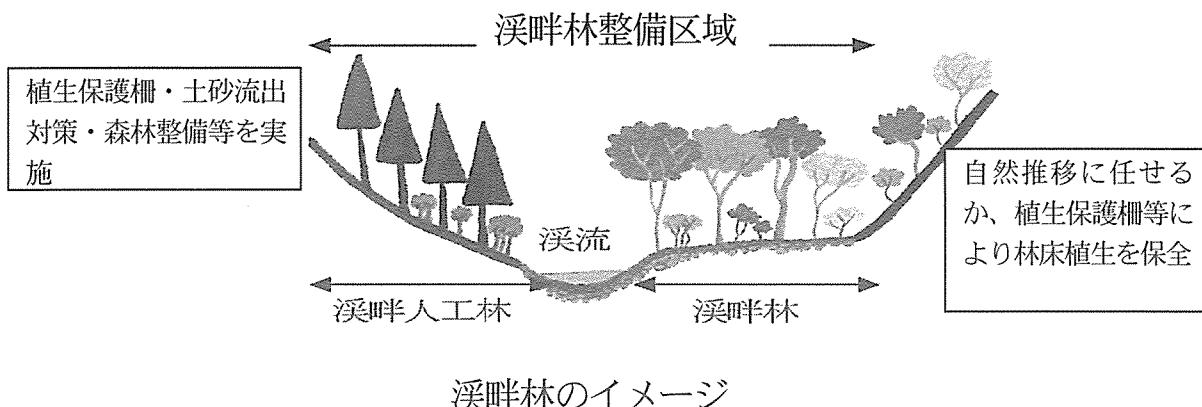
(→ 丹沢大山自然再生計画の「IV 溪流生態系の再生」の中で、土砂流出等の荒廃の著しい 20ha について、当初 5 年間で整備する。)

丹沢大山自然再生計画の対象地域



3 事業内容

丹沢大山自然再生計画における土砂流出等荒廃の著しい主要な沢について、概ね片岸 30mずつ、合わせて 60mを溪畔林として、抾伐等の森林整備を実施するとともに、植生保護柵の設置による植生の回復や丸太柵等の設置による土砂流出防止の対策を講じる。(当初 5 年間は、見本林として私有林所有者への普及につながる県有林内で実施する。)



① 調査測量

調査測量を実施する。

② 抜伐等の森林整備

調査測量の結果及び丹沢大山自然再生計画に基づき、次の事業を実施する。

(平成 20 年度以降)

	当初 5 年間
抜伐等の森林整備	20ha
植生保護柵の設置	4,000m
土砂流出防止のための丸太柵等の設置	5,000m

4 事業費

当初 5 年間計 2 億円 (単年度平均額 4,000 万円)

うち新規必要額 2 億円 (単年度平均額 4,000 万円)

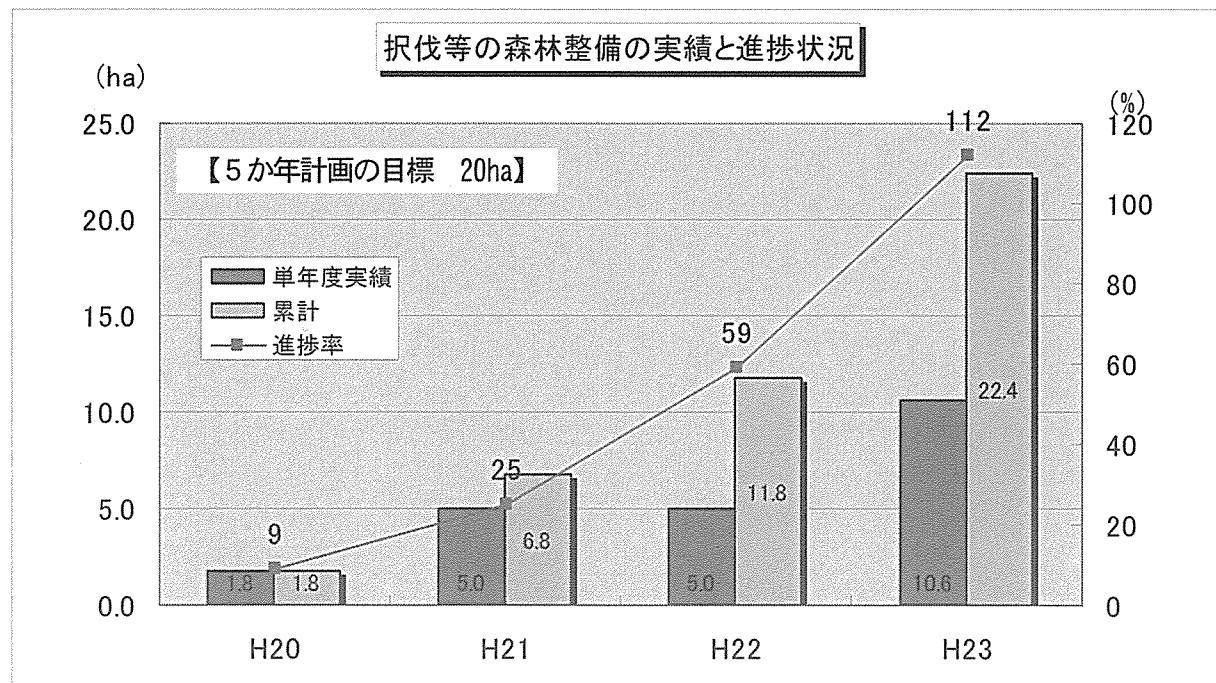
※ 水源環境保全税により新規に取り組むこととなった事業

II 第1期 5 年間 (平成 19~23 年度) で何をしてきたか

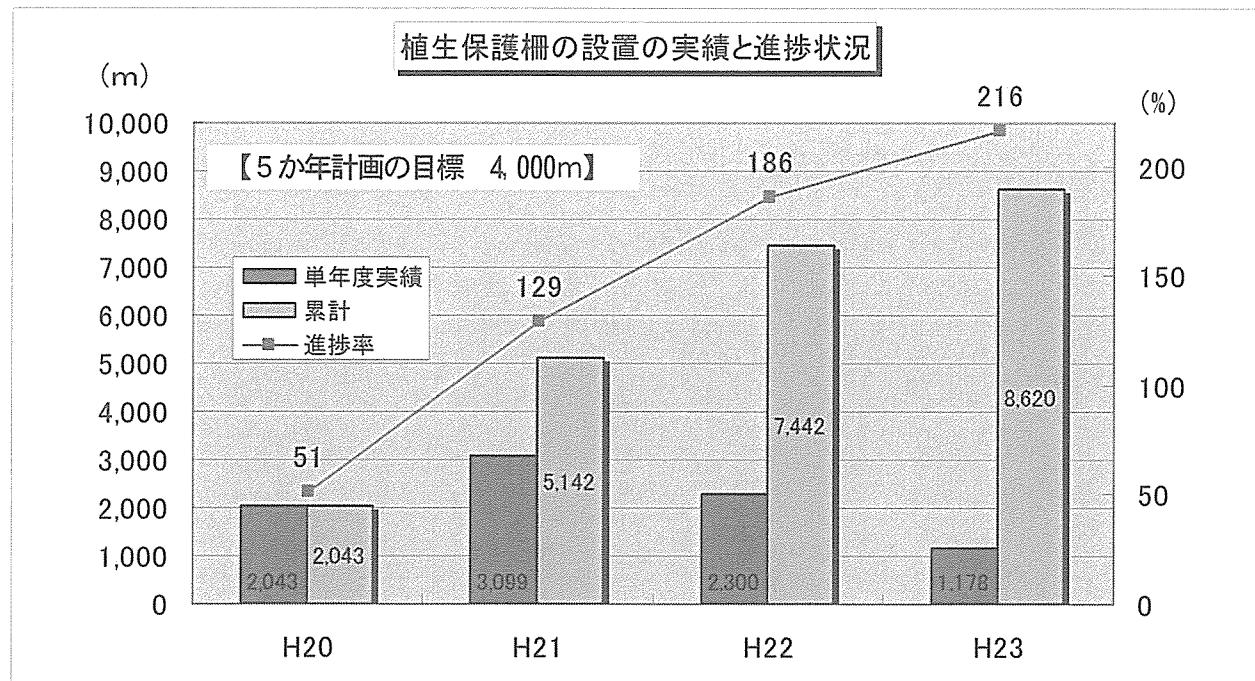
【5 年間の取組の成果と課題】

(成果) ○渓畔林 1,400ha の現況調査を実施し、具体的な整備計画を策定。

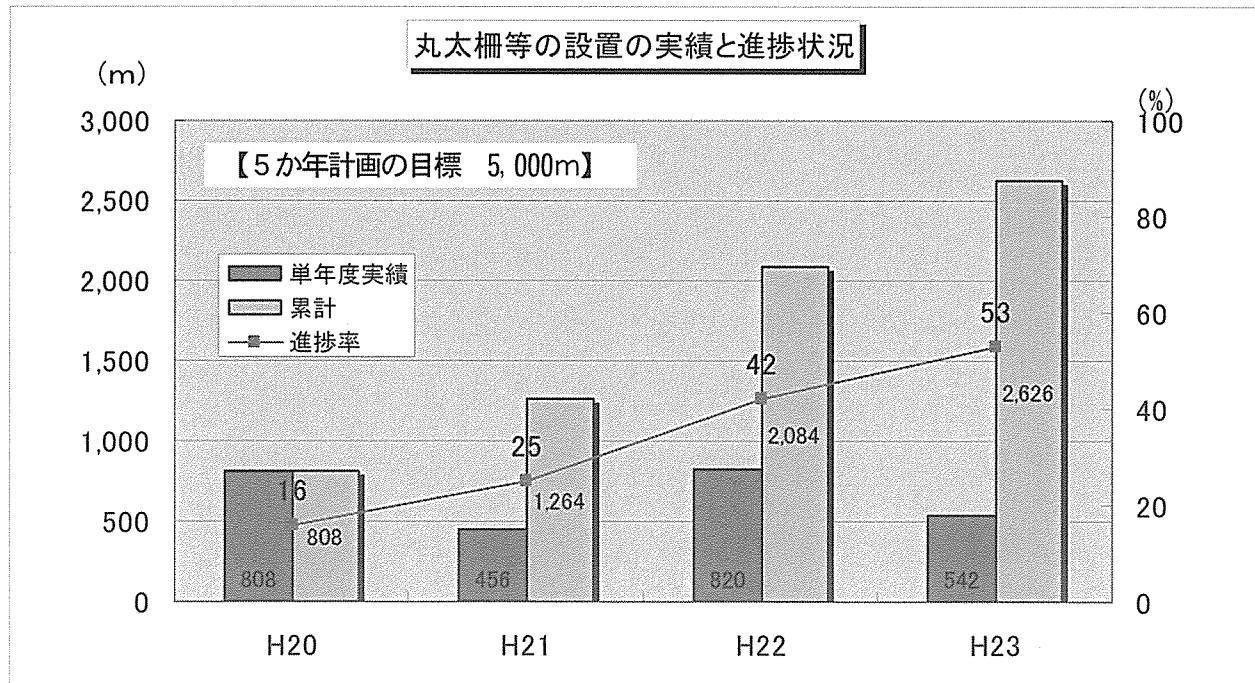
(課題) ●全国的な事例が少ないため、技術の確立、見本林整備に引き続き取り組むことが必要。



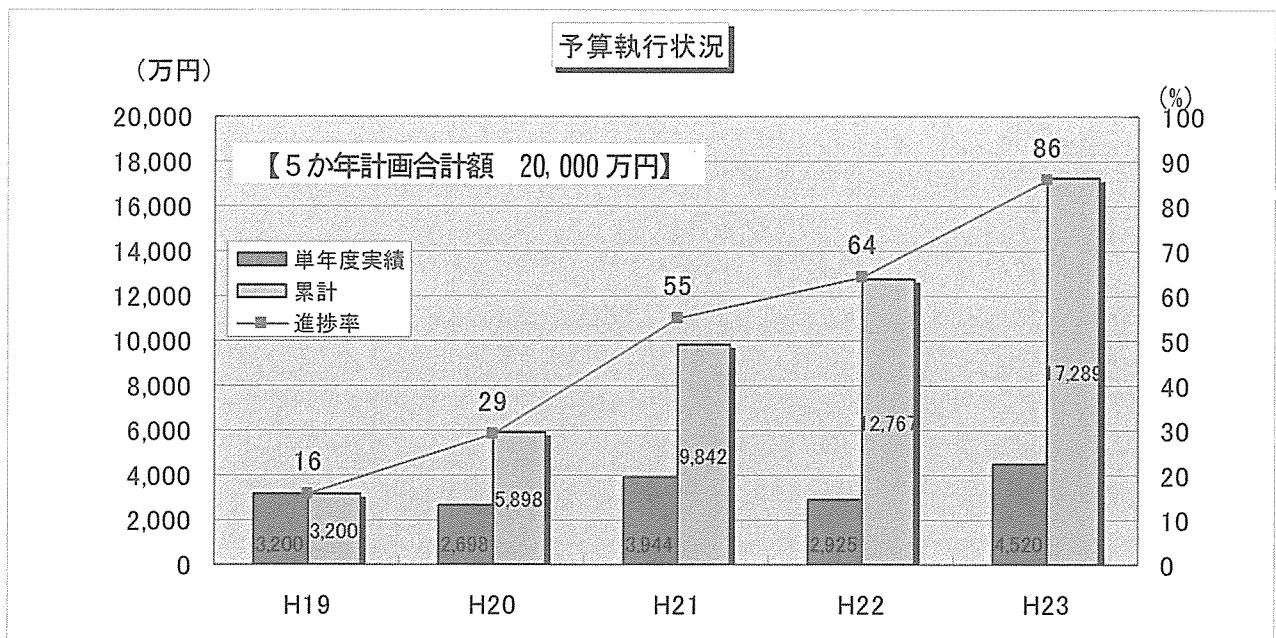
◇ 毎年着実に抲伐等の森林整備を進め、5か年計画の目標を上回る面積を整備した。(平成 19 年度は調査測量のみ)



◇ 地形地質等の現地の諸条件に応じて植生保護柵の設置を進め、5か年計画の目標を上回る延長を整備した。（平成19年度は調査測量のみ）



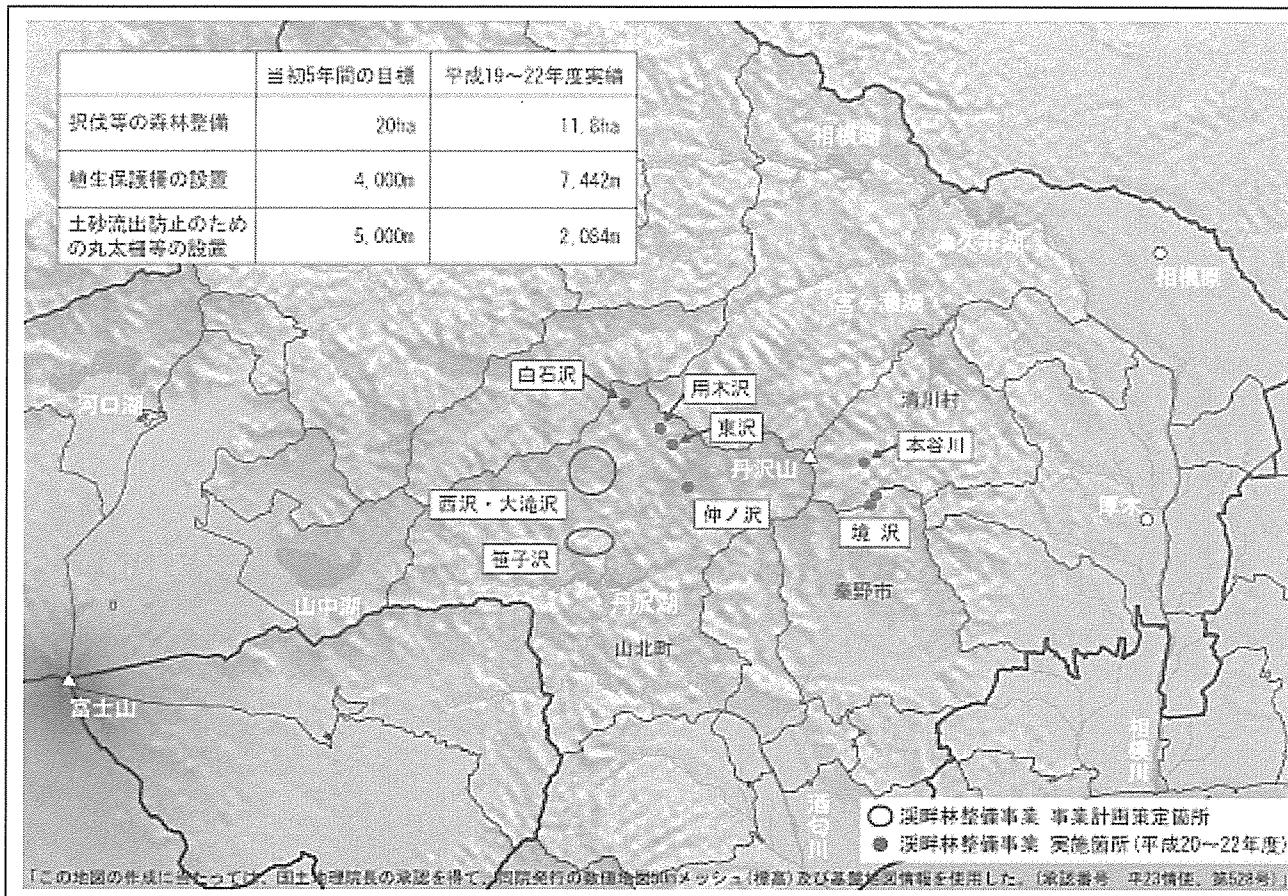
◇ 地形地質等の現地の諸条件に応じて丸太柵等の設置を進め、5か年計画の目標の53%の延長を整備した。（平成19年度は調査測量のみ）



◇ 5か年の計画額2億円に対して、86%である1億7,289万円を執行した。



【事業実施箇所図】（平成19～22年度実績）（※年度末に23年度実績版に差し替え）



◇ 東丹沢2流域、西丹沢7流域、合計9流域において事業を実施。

1 事業実施状況

(実施主体：自然環境保全センター)

平成 19 年度	渓畔林整備事業計画を策定		
	・山北町 (笹子沢、白石沢、用木沢、東沢、仲ノ沢、西沢、大滝沢)	・清川村 (本谷川支流、境沢)	
平成 20 年度	①用木沢 (事業区域面積 31.28ha) ・人工林本数調整伐 1.21ha ・植生保護柵 1,560m ・丸太柵等土壤保全施設 620m	②境沢 (事業区域面積 6.32ha) ・人工林本数調整伐 0.60ha ・植生保護柵 483m ・丸太柵等土壤保全施設 188m	
平成 21 年度	①白石沢 (事業区域面積 40.06ha) ・人工林本数調整伐 3.51ha ・植生保護柵 1,451m ・丸太柵等土壤保全施設 66m ②東沢 (事業区域面積 18.33ha) ・植生保護柵 410m	③本谷川 (事業区域面積 18.64ha) ・人工林本数調整伐 1.46ha ・植生保護柵 1,238m ・丸太柵等土壤保全施設 390m	
平成 22 年度	①仲の沢 (事業区域面積 18.00ha) ・人工林本数調整伐 5.03ha ・植生保護柵 2,300m ・丸太柵等土壤保全施設 820m		
平成 23 年度	①笹子沢 (事業区域面積 3.71ha) ・人工林本数調整伐 2.05ha ②西沢 (事業区域面積 14.93ha) ・人工林本数調整伐 4.41ha	③大滝沢 (事業区域面積 7.60ha) ・人工林本数調整伐 4.13ha ・植生保護柵 1,178m ・丸太柵等土壤保全施設 542m	

III 事業の効果はあったのか

1 点検・評価の仕組み

水源環境保全・再生施策の各事業の効果について検証するため、点検・評価の仕組みに基づき、①事業進捗状況、②モニタリング調査結果、③事業モニター意見、④県民フォーラム意見の4つの視点から評価するとともに、総括コメントを作成して点検を行った。

2 事業進捗状況から見た評価

溪畔林整備事業の平成23年度の事業実績（累計）の進捗率は、①伐採等の森林整備は112%、②植生保護柵の設置は216%、③土壤流出防止のための丸太柵等の設置は53%であった。4年間（平成20～23年度）の数値目標を設定している事業であるため、次の基準により、達成状況は①②がAランク、③がDランクと評価される。

4年間（平成20～23年度）の数値目標を設定している事業

平成23年度の実績（累計）	ランク
目標の100%以上	A
目標の80%以上100%未満	B
目標の60%以上80%未満	C
目標の60%未満	D

3 事業モニタリング実施状況

- ◇ 各流域内に設けた調査区において ①林分構造 ②林床植生 ③更新木 等を原則5年ごとに調査し、整備効果を検証。

この事業は、水源上流の溪流沿いにおいて、土砂流出防止や水質浄化、生物多様性の保全など森林の有する公益的機能が高度に発揮される良好な溪畔林の形成を目指すものであり、量的には整備面積を指標とし、質的には「植生が回復し、土壤が保全されている状態」を指標とし、中期的に把握して評価する。

質的指標の「植生が回復し、土壤が保全されている状態」を把握するため、溪畔林整備指針の考え方に基づき、調査間隔を5年とし、各整備型ごとにモニタリング項目を選んで、調査を実施する。

平成19年度に実施した委託調査で、「平成19年度丹沢大山保全再生対策 航空測量等業務委託」の航空測量等の成果を踏まえ、現地調査・測量を行い、統合再生流域内の溪畔林整備流域について、2,500分の1の地形図を39.5km²デジタル図化し、モニタリングの利便性を考慮して地理情報システム上に搭載できるデータとした。

森林整備実施箇所や植生保護柵、丸太柵等土壤保全施設の設置位置をGPSを活用して、地理情報システム上で表示させており、モニタリング調査箇所の選定の判断基準をして活用していく。

項目	林分構造／林床植生／天然性稚樹・植栽木／光環境 (整備型ごとに項目を選択する)
手法	溪流の現況を調査する 事業実施予定地にてコドラー調査区を 26 箇所設置 (20×10m)
頻度	調査間隔は基本的に 5 年
コドラー調査区 (計 26 箇所)	西丹沢 仲の沢流域 1 箇所／白石沢流域 4 箇所／用木沢流域 3 箇所／ 東沢流域 4 箇所／笛子沢流域 5 箇所／大滝沢流域 2 箇所 東丹沢 境沢流域 3 箇所／本谷川支流域 4 箇所
平成 19 年度 実施状況	事業計画策定時に、モニタリングポイントを設置し、整備開始前の植生状況を把握。
平成 20 年度 実施状況	平成 20 年度は、実際の整備業務の初年度。事業効果を把握するためには、植生回復のために時間の経過が必要であるため、モニタリング調査を実施せず。
平成 21 年度 実施状況	平成 21 年度は、整備業務の 2 年目。事業効果を把握するためには、植生回復のために時間の経過が必要であるため、モニタリング調査を実施せず。
平成 22 年度 実施状況	平成 22 年度は、整備業務の 3 年目。事業効果を把握するためには、植生回復のために時間の経過が必要であるため、モニタリング調査は施工後 5 年が経過する平成 25 年度から順次実施する予定であるが、本年度は予備的な調査を実施した。
平成 23 年度 実施状況	平成 23 年度は、整備業務の 4 年目で第 1 期の最終年度。これまでに実施した整備業務の効果を検証し、第 2 期計画を策定するために全流域にてモニタリング調査を実施した。効果検証の精度を高めるため、コドラー調査区を 55 箇所増設して行った。
増設後 コドラー調査区 (計 81 箇所)	西丹沢 仲の沢流域 8 箇所／白石沢流域 19 箇所／用木沢流域 6 箇所／ 東沢流域 6 箇所／笛子沢流域 7 箇所／大滝沢流域 6 箇所 東丹沢 境沢流域 17 箇所／本谷川支流域 8 箇所

※コドラー…生物の分布を調査する時に、対象とする場を特定の大きさの区画に分け、それぞれに含まれる個体数を数える調査方法

4 事業モニタリング調査結果

◇ 調査間隔を 5 年としていることから、事後モニタリング調査に基づく解析・評価は実施していないが、平成 22、23 年度に調査を実施した結果、植生保護柵の設置内外で違いが見られ、植被率・種数とも柵内が多い結果となった。一方、低木層には変化が見られず、さらに経過年数が必要と考えられる。

事業効果を把握するためには、植生回復のための時間の経過が必要である。渓畔林整備指針では 5 年おきを目途に調査を実施し、その調査結果に基づき、解析・評価が必要とされているが、整備 3 年目にあたる平成 22 年度では、予備的な調査を実施した。その結果は、大きな変化は認められなかったが、稚樹については、植生保護柵を設置してシカ採食圧を排除した箇所では比較的多く生残している傾向が見られた。

第 1 期最終年度の平成 23 年度では、第 2 期の整備計画を策定するために総合的な調査を行った。林床植生については昨年度同様、植生保護柵の設置内外で違いが見られ、植被率・種数ともに柵内が多い結果となった。一方、低木層には変化が見られず、さらに経過年数が必要と考えられる。

また、森林整備については、林床の光環境を改善するための人工林本数調整伐を行った結果、光環境を推定する指標である開空度は平均的に 30% 程度になったが、現時点での林床植生への変化は見られなかった。しかしながら、開空度が 50% 程度になるように人工林本数調整伐を行った箇所については、種数の増加が見られたため、今後は伐採率の増加等を検討していく必要がある。

写真1 植生保護柵内の林床植生回復状況



写真2 確認された生残稚樹にプラタグ設置



5 県民会議 事業モニター結果

(平成 20 年度)

○日程 平成 21 年 2 月 9 日(月)

○場所 清川村煤ヶ谷

○意見

清川村煤ヶ谷の境沢流域にある林相改良型の渓畔林整備事業の現場を視察しました。ここでは、杉の人工渓畔林を針葉樹・広葉樹混交の渓畔林に再生移行する方針で整備が進んでいます。丹念な現地調査に基づいて、遙か先の林相移行を見据えながら、整備実施、効果検証、方針・内容見直しという順応的管理を行うと伺いました。自然に学び、対話しながら“人と自然が共存できる環境をつくる”にふさわしい事業展開だと思います。

(平成 21 年度)

○日程 平成 21 年 12 月 21 日(月)

○場所 山北町中川地内(用木沢・白石沢)

○意見

渓畔林整備事業は、土壌流出防止や植生保護、多様な生物の保全などを目的として行なっていますが、凛とした冷気が漂う渓畔林でせせらぎを聴くと、“自然の力に人知は及ばず”を実感します。土砂流出防止丸太柵は 10 年くらいで腐朽するそうですが、その頃には下草も生えてくるとの説明に、自然に配慮した取り組みをしていることが頷けます。自然再生の力を活用した事業展開とそのモニタリングの継続が望ましいと思います。また、シカ対策も駆除だけでなく、シカとの共存も考慮すべきだと思います。

(平成 22 年度)

平成 22 年度は事業モニターを実施していない。

(平成 23 年度)

○日程 平成 23 年 11 月 9 日(水)

○場所 東丹沢 本谷川

○意見

- 1 済畔林整備は画一的な整備ではなく、場所ごとの特性を生かしながら多様性のある渓畔林整備を行うという点は評価できる。
- 2 今回事業モニターの対象は平成 21 年度に実施された場所で、植生保護柵内にはある程度成長した草本も見られ、概ね良い経過状況にあるが、今後動植物の回復状況を長期にわたってモニタリングする必要がある。

3 自然災害の脅威の大きい急峻な畦畔地区で、どのように人が手を加えるべきか先進的な研究開発を第2期にはお願いしたい。

6 県民フォーラムにおける県民意見

(「県民フォーラム意見報告書」等に記載。)

7 総括

【参考】前回報告書における総括（確定版では削除する）

平成22年度までに6流域で伐採等の森林整備や植生保護柵の設置等を実施した。5か年計画の目標事業量に対し、伐採等の森林整備において59%、植生保護柵の設置において186%、丸太柵等の設置において42%の進捗率となっており、平成22年度までの4年間の事業量の目安である75%（平成19年度は調査測量のみ）に対し、大きく事業量が変動しているものの、「神奈川県渓畔林整備指針」に基づき各箇所の地形地質などの諸条件に即した必要な整備が行われており、今後とも現地の状況に応じた適切な整備が継続されいくことが求められる。今後はモニタリング調査を実施し、植生回復や土壤保全の効果を検証することが課題である。

渓畔林は、天然林が多く、過度に手を加える必要はない箇所もあるが、その状況により対応も異なる。全国的にも事例が少ないため、神奈川県が先進的に取り組み、全国的に発信することが期待される。

○県民会議委員の個別意見

- ・渓畔林整備事業の順応的な進め方は、水源の森林づくり事業全般に反映させるべきである。
- ・渓流に沿った段丘に植栽されたスギ・ヒノキ人工林の広葉樹林化、沢の上下を分断する治山堰堤のスリット化、渓流の生息環境分断の負担軽減を試行する実験事業など、多様性に配慮した考えの基で、積極的な事業展開に期待したい。

4 間伐材の搬出促進

1 どのような事業か

森林資源の有効利用による森林整備を推進するため、間伐材の集材・搬出に対し支援。

1 ねらい

水源かん養など公益的機能の高い良好な森林づくりを進めるため、間伐材の搬出を促進し、有効利用を図ることにより、資源循環による森林整備を推進する。

2 目標

森林整備により発生した間伐材の搬出を段階的に強化し、平成 27 年度を目標に年間 24,000 m³の間伐材の搬出及び有効利用を図る。

3 事業内容

① 間伐材の搬出支援

森林整備により伐採された間伐材の集材、搬出に要する経費に対して助成する。

(単位：m³)

搬出量	当初5年間						
	年度	H19	H20	H21	H22	H23	計
目標	6,000	8,000	10,000	12,000	14,000	50,000	

② 生産指導活動の推進

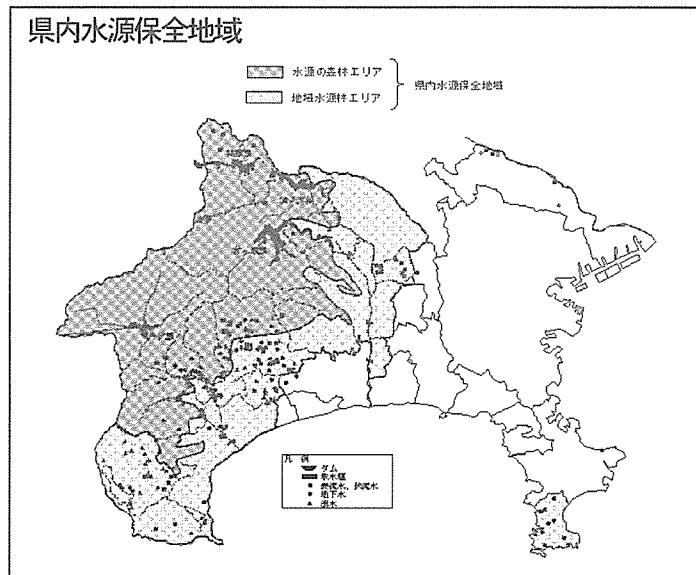
森林所有者に対する経営指導や生産指導を行う指導員を 2 名配置し、森林所有者に対する間伐材の搬出への働きかけや山土場での技術指導を行う。

4 事業費

当初5年間計 4億900万円 (単年度平均額 8,200万円)

うち新規必要額 4億900万円 (単年度平均額 8,200万円)

※ 水源環境保全税により新規に取り組むこととなった事業

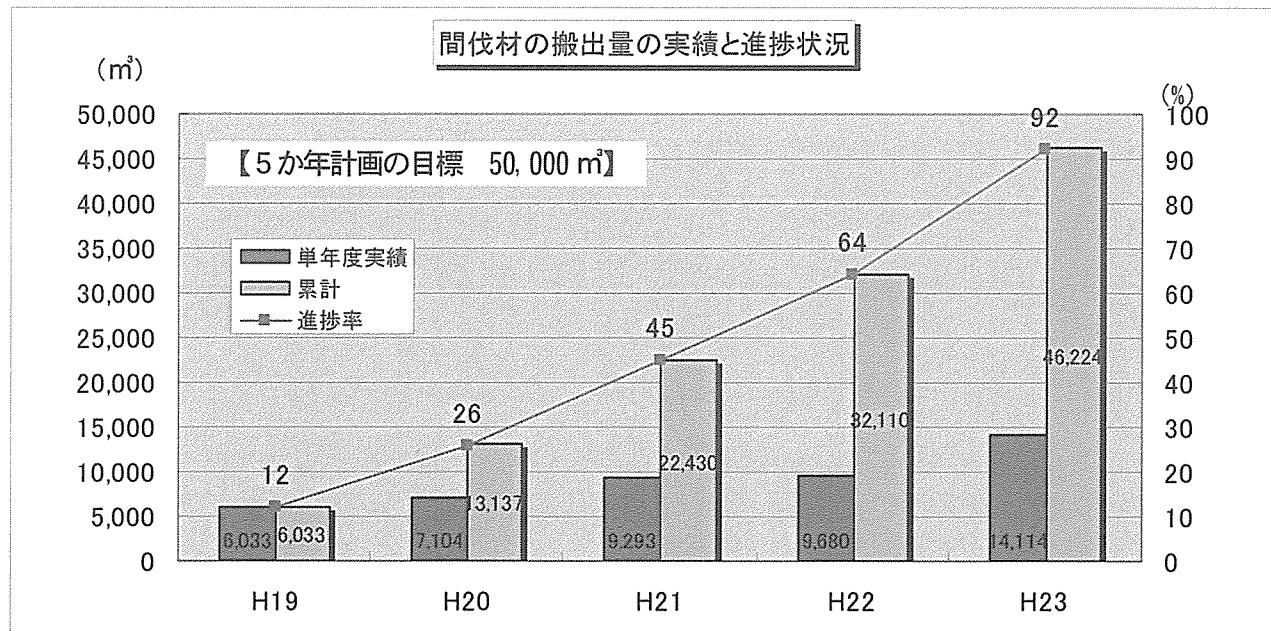


II 第1期5年間（平成19～23年度）で何をしてきたか

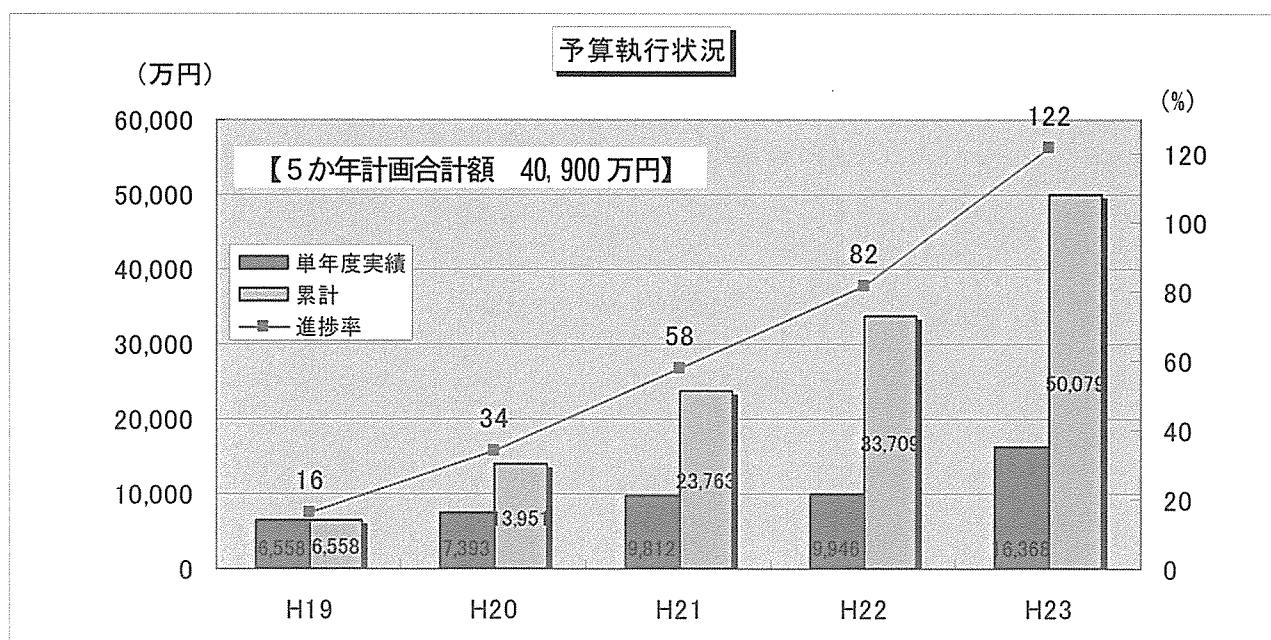
【5年間の取組の成果と課題】

(成果) ○私有林からの間伐材の搬出が着実に増加し、資源循環による森林整備が促進。

(課題) ●施業集約化や路網整備など間伐材搬出の生産性の向上の取組を併せて推進することが必要。



◇ 搬出量は年々増加し、5か年計画の目標量の92%の間伐材を搬出した。



◇ 5か年の計画額4億900万円に対して、122%である5億79万円を執行した。

造材指導中



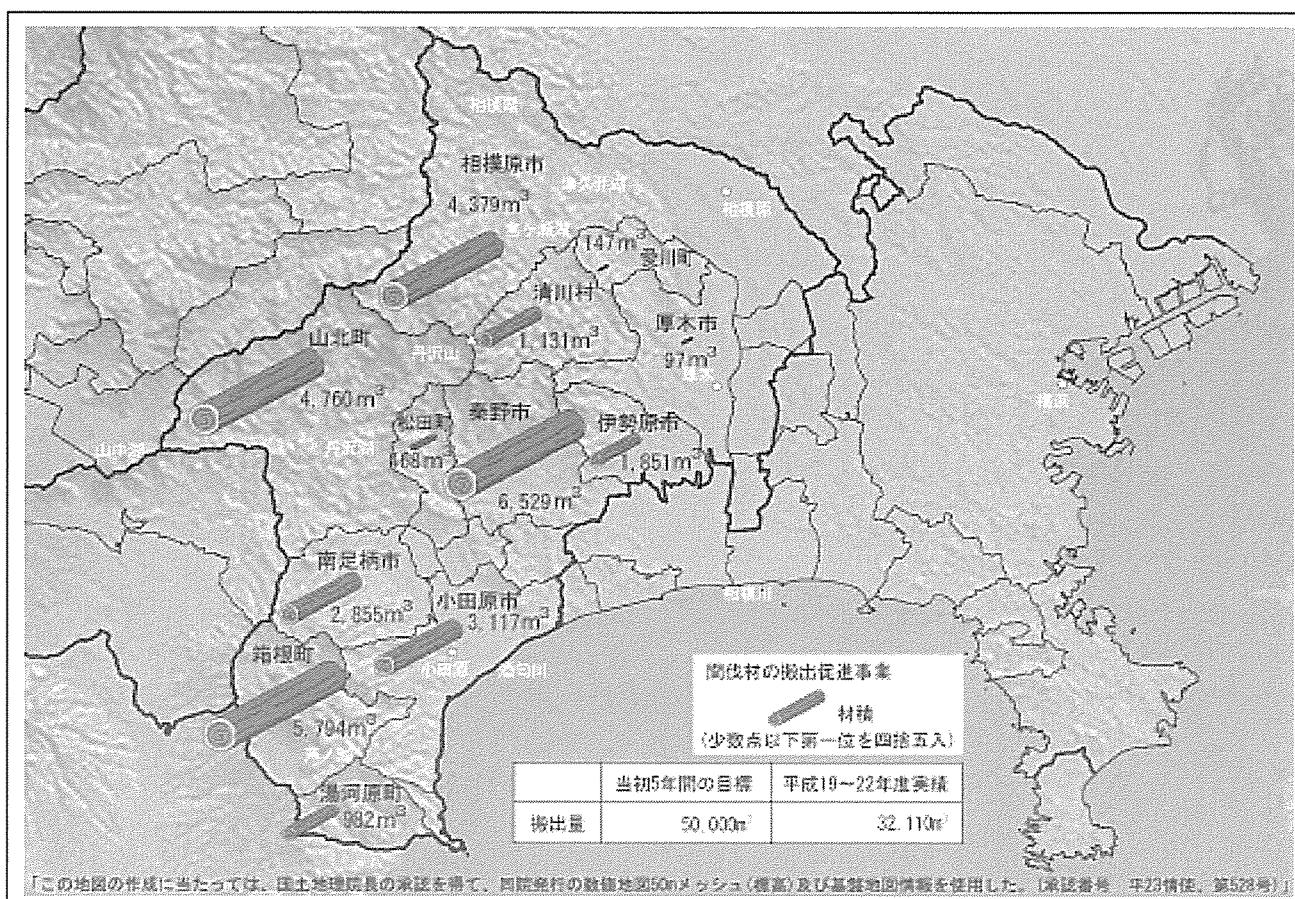
間伐材の状況に合わせ、造材の現地指導を行った。

間伐材搬出中



間伐材を林業機械により搬出している状況。

【事業実施箇所図】（平成19～22年度実績）（※年度末に23年度実績版に差し替え）



◇ H19～23年度実績累計では、県内全域で46,224m³の間伐材を搬出した。

1 事業実施状況

① 間伐材の搬出支援（搬出量(m³)）

(実施主体：森林再生課、各地域県政総合センター)

搬出元の森林の所在地	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
小田原市	713	758	587	1,059	1,007
相模原市	317	1,080	1,815	1,167	2,103
秦野市	1,189	1,934	1,334	2,072	3,085
伊勢原市	613	266	716	256	1,554
南足柄市	431	379	513	1,532	2,839
山北町	1,084	1,057	1,492	1,127	1,581
箱根町	962	990	2,349	1,493	965
湯河原町	274	81	350	277	526
清川村	450	363	137	181	161
厚木市	0	97	0	0	244
松田町	0	99	0	369	4
愛川町	0	0	0	147	44
合 計	6,033	7,104	9,293	9,680	14,114
搬出元の森林の所在地	5年間累計				
小田原市		4,124			
相模原市		6,482			
秦野市		9,614			
伊勢原市		3,405			
南足柄市		5,694			
山北町		6,341			
箱根町		6,759			
湯河原町		1,508			
清川村		1,292			
厚木市		341			
松田町		472			
愛川町		191			
合 計		46,224			

② 生産指導活動の推進

森林組合連合会が、森林所有者等に対して、山土場等で造材や木材の仕分けを指導した。

III 事業の効果はあったのか

1 点検・評価の仕組み

水源環境保全・再生施策の各事業の効果について検証するため、点検・評価の仕組みに基づき、①事業進捗状況、②モニタリング調査結果、③事業モニター意見、④県民フォーラム意見の4つの視点から評価するとともに、総括コメントを作成して点検を行った。

2 事業進捗状況から見た評価

間伐材の搬出促進のうち、①搬出支援の平成23年度事業実績（累計）は46,224m³であるが、年度ごとの数値目標を設定している事業であるため、5年間（平成19～23年度）の目標に対する実績の達成率は92%となり、次の基準により、達成状況はBランクと評価される。

②生産指導活動の推進については、森林組合連合会が、森林所有者に対して、経営指導や山土場での造材や木材の仕分けを指導したが、数値目標を設定していないため、A～Dの4ランクによる評価は行われない。

年度ごとの目標を設定している事業

平成23年度の実績（累計）	ランク
5年間の目標の100%以上	A
5年間の目標の80%以上100%未満	B
5年間の目標の60%以上80%未満	C
5年間の目標の60%未満	D

3 事業モニタリング実施状況

この事業は、間伐材の搬出を促進し、有効利用を図ることにより、資源循環による森林整備を推進するものであるため、量的には間伐材の搬出量を指標とするが、モニタリング調査は実施しない。

なお、森林整備による「森林が適正に手入れされている状態」は、「1 水源の森林づくり事業の推進」のモニタリング調査により把握する。

また、長期的な施策効果の把握については、「11 水環境モニタリング調査の実施」における「①森林のモニタリング調査」の対照流域法等による森林の水源かん養機能調査や人工林整備状況調査を行い、森林の水源かん養機能等を把握する。

4 事業モニタリング調査結果

この事業の効果は、間伐材の搬出の促進を通じて、森林整備を推進するものであるため、モニタリング調査は実施しない。搬出された材は、市場を通じて、有効利用された。

5 県民会議 事業モニター結果

(平成20年度)

- 日程 平成20年9月10日(水)
- 場所 神奈川県森林組合連合会林業センター（秦野市菖蒲）
- 意見

県産の間伐材の集荷が増加しているのは、うれしい話でした。林業従業者が年間を通じて仕事を得られれば、生活の安定も期待できます。現状では集積場が手狭で、月に一度しか市を開けないそうですが、県産材が需要に応えられつつある状況に希望が見えました。

(平成 21 年度)

○日程 平成 22 年 2 月 10 日 (水)

○場所 秦野市寺山

○意見

秦野からヤビツに向かう県道沿いの山林、道路下側の急斜面で間伐された杉・檜の丸太材を運び出す作業をモニターしました。搬出作業は「ジグザグ集材」と呼ばれる方法で、林内に文字通りジグザグにケーブルを張り巡らし、ケーブルに沿って丸太をワインチで道路の集荷場所まで引き上げる作業が実施されていました。足場の悪い急斜面での作業なので作業能率を上げる難しさを実感しました。県産材の採算性を高めるためには、間伐材搬出作業の能率を上げるために重機の開発、機械化の導入が必要であると感じました。とは言え、林内の林床や下層植生を痛めずに狭い搬出ルートに適応する重機を開発する難しさを感じました。

(平成 22 年度)

平成 22 年度は事業モニターを実施していない。

(平成 23 年度)

○日程 平成 23 年 8 月 8 日 (月)

○場所 神奈川県森林組合連合会林業センター（秦野市菖蒲）

○意見

間伐材の搬出については、「かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画」で定めた目標に対し、平成 22 年度までの進捗率が 64% であるため、23 年度までには 100% の達成ができるよう、改善されることを望みます。

6 県民フォーラムにおける県民意見

（「県民フォーラム意見報告書」等に記載。）

7 総括

【参考】前回報告書における総括（確定版では削除する）

毎年度の搬出量は段階的に増加しているが、5 か年計画における平成 22 年度までの 4 年間の事業量の目標（4 年間で段階的に増加）に対し、89% の進捗率となっており、搬出促進が課題である。

今後は、着実な間伐材の搬出のために、県産木材の生産・流通・消費の循環を活性化させるとともに、採算性のある効率的な事業展開が必要である。

また、間伐材搬出と水源環境としての森林の機能向上の関係を明らかにするとともに、林床植生などの水源環境の保全に対する配慮など、搬出の量的側面だけでなく、搬出方法についても点検・評価する仕組みが求められる。

○県民会議委員の個別意見

- ・過度な間伐材搬出奨励は、ノルマ的搬出量に捉われ、本来基本に考える水源環境整備が疎かになる恐れがある。
- ・搬出奨励で「水源環境保全税」を用いる以上、伐採・搬出手法に関するマニュアルも必要である。
- ・森林所有者に間伐の必要性を再認識させるため、森林関係団体や行政の積極的な指導が必要である。
- ・間伐する土地は急傾斜地が多く、作業を促進するためにも、重機類の開発や作業道の開設にも取り組む必要があ

る。

- ・搬出された間伐材の有効な利用方法の検討と、県産木材の生産（業材生産）と加工（高度利用）も並行して進めるべきである。
- ・間伐し太陽光が入れば、結果的に自然の雑木が生える。水源林も木材生産も物理的な過程は同じである。
- ・有効利用を定量的に評価する指標として「林業センサス」における素材生産の統計データとの整合で評価することが適切である（有効利用した樹種と数量、有効利用した素材生産の種類と数量 等）。
- ・支援対象となるメニューの拡充が課題である。

5 地域水源林整備の支援

1 どのような事業か

地域における水源保全を図るため、市町村が主体的に取り組む水源林の確保・整備を推進するための支援のほか、高齢級の森林の間伐を促進。

1 ねらい

地域における水源保全を図るため、市町村が主体的に取り組む水源林の確保・整備や、地域水源林エリアの林齢36年生以上の私有林人工林の間伐を推進することにより、県内水源保全地域全域で水源かん養など公益的機能の高い森林づくりを目指す。

2 目標

- ① 地域水源林エリア内において、荒廃が懸念される私有林9,000haのうち水源の保全上重要な森林約6,000ha^{※注}（第2期：約3,075ha）について、20年間での公的支援を行うことを目標として、当初5年間で1,263haを確保・整備する。
- ② 県内水源保全地域内の市町村有林等2,761ha（地域水源林エリア内1,215ha、水源の森林エリア内1,546ha）のうち、水源の保全上重要な市町村有林等2,356ha（第2期：約1,070ha）について、20年間で延べ4,476haを整備することを目標として、当初5年間で942haを整備する。
- ③ 林齢36年生以上の私有林人工林3,673ha（第2期：約2,000ha）について、概ね15年に一度間伐を実施することで、20年間で延べ4,755haの間伐を目標として、当初5年間で1,080haの間伐を促進する。

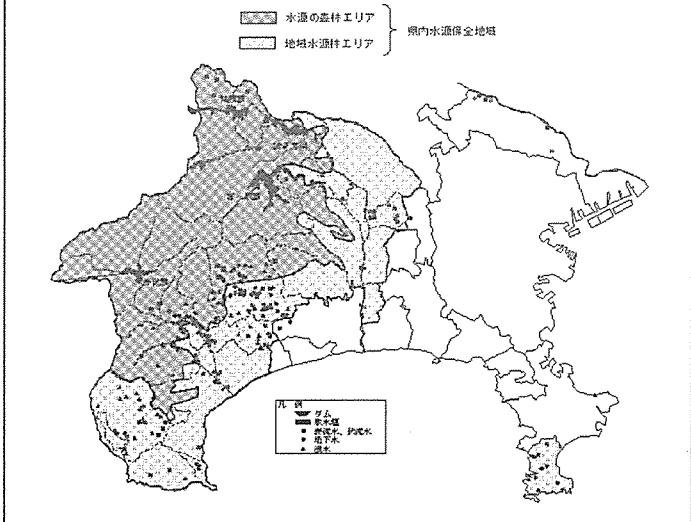
※ 注：全体目標面積（20年間）の第1期計画からの変更

第1期計画については、県の計画策定後に各市町村の計画を策定したため、県計画と各市町村計画が必ずしも整合していない状況にあった。

第2期計画においては、地域水源林エリア内の水源の保全上重要な森林を市町村が自ら定め、将来の目指す姿や整備量などの目標を明らかにした「地域水源林全体整備構想」の策定作業を素案段階から進め、各市町村の積上げに基づき全体目標面積を修正した。

(項目)	(第1期計画)	(第2期計画)
○ 私有林の確保・整備	約6,000ha	約3,075ha
○ 市町村有林等の整備	約2,356ha	約1,070ha
○ 高齢級間伐	約3,673ha	約2,000ha

県内水源保全地域



3 事業内容

県内水源保全地域全域で水源かん養など公益的機能の高い森林づくりを目指すため、次の市町村の取組を支援する。

① 市町村が計画的に実施する私有林の確保・整備（市町村）

地域水源林エリア内の私有林について、協力協約等による確保・整備を行う。

【確保】地域水源林エリア内の水源の保全上重要な私有林で、荒廃が懸念される森林のうち、1,263haについて確保する。

	5年間の目標(H19～23)
協力協約面積	1,263ha

【整備】確保した個人有林について、10年間に一度整備する。

	5年間の目標(H19～23)
整備面積	1,263ha

② 市町村有林等の整備（市町村）

地域水源林エリア内及び水源の森林エリア内の市町村有林等の整備を行う。

(整備事業は10年に一度実施)

	5年間の目標(H19～23)
整備面積	942ha

③ 高齢級間伐の促進（県）

地域水源林エリアの36年生以上の私有林人工林3,673haについて、概ね15年に一度の間伐を促進する。（※対象を36年生以上とするのは、35年生以下は別の既存事業で対応可能であるため。）

	5年間の目標(H19～23)
整備面積	1,080ha

※平成19年度は100ha、20年度以降は年245ha実施。

4 事業費

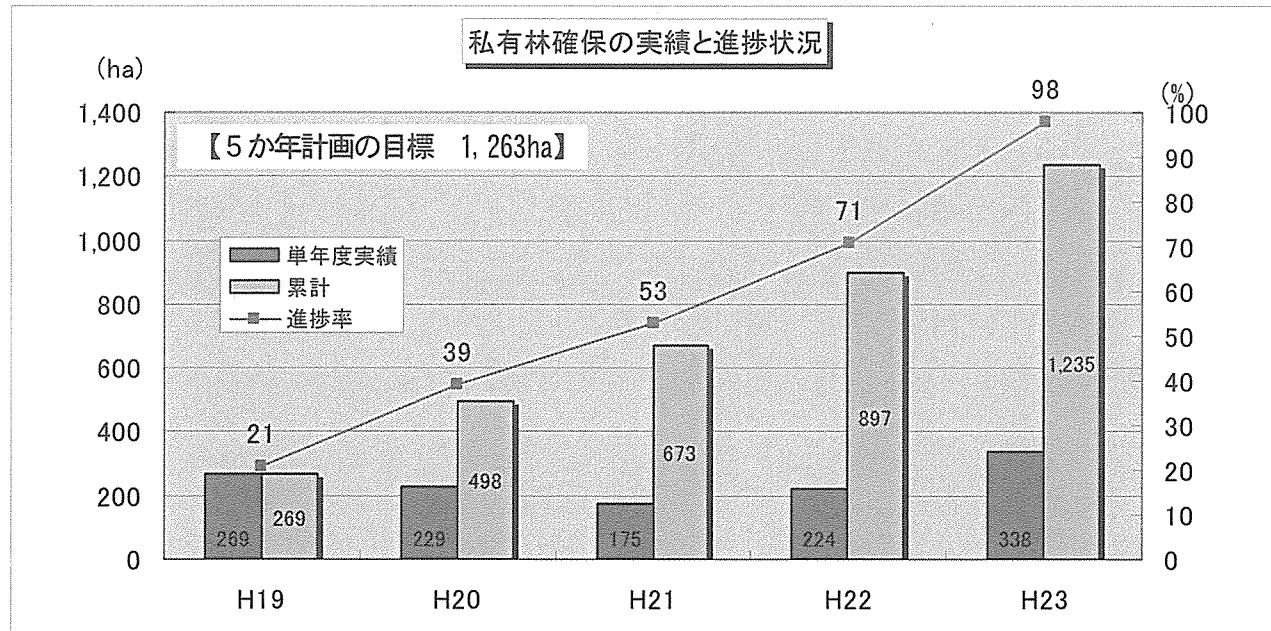
当初5年間計 11億5,400万円（単年度平均額 2億3,100万円）

うち新規必要額 9億4,900万円（単年度平均額 1億9,000万円）

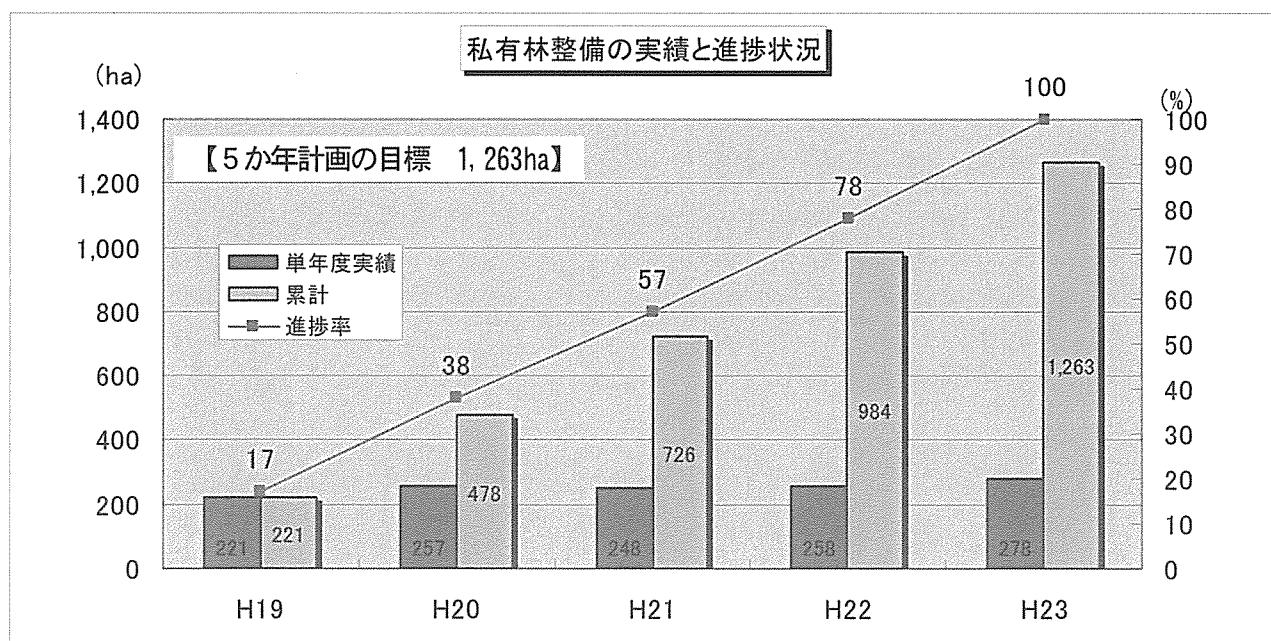
II 第1期5年間（平成19～23年度）で何をしてきたか

【5年間の取組の成果と課題】

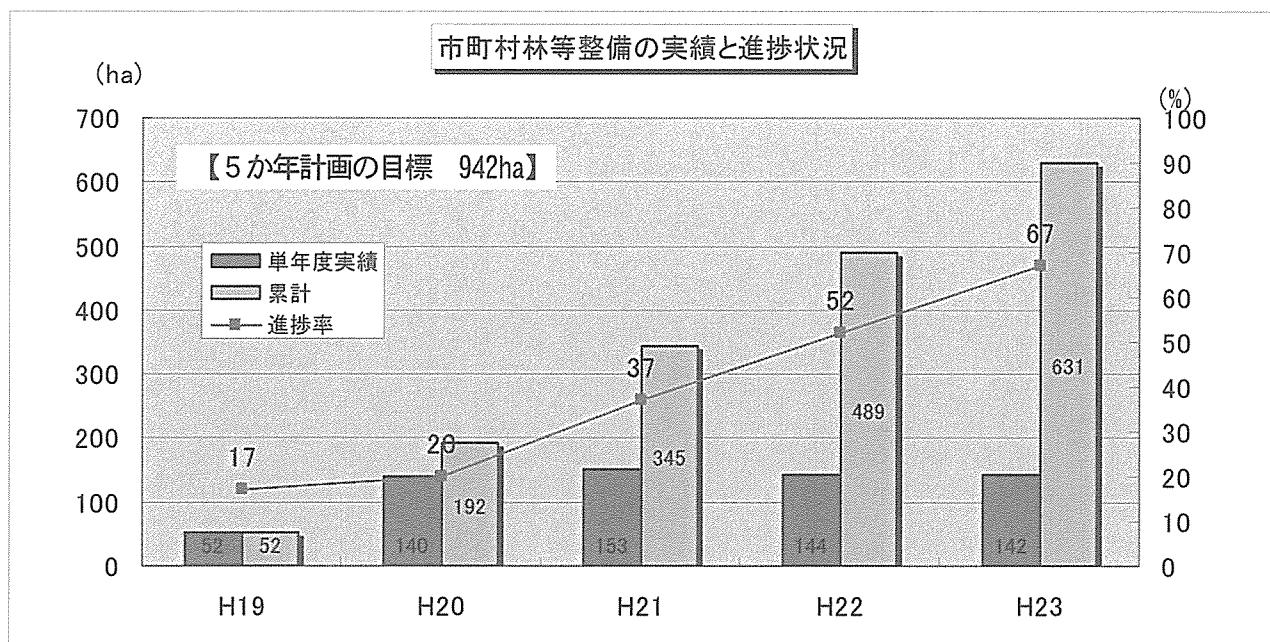
- (成果) ○市町村が実施する地域水源林の管理・整備により、地域においても水源かん養機能が向上。
- (課題) ●長期構想を明確化し、実施することが必要。
- より適切な整備手法と地域の実情に対する柔軟な対応が必要。



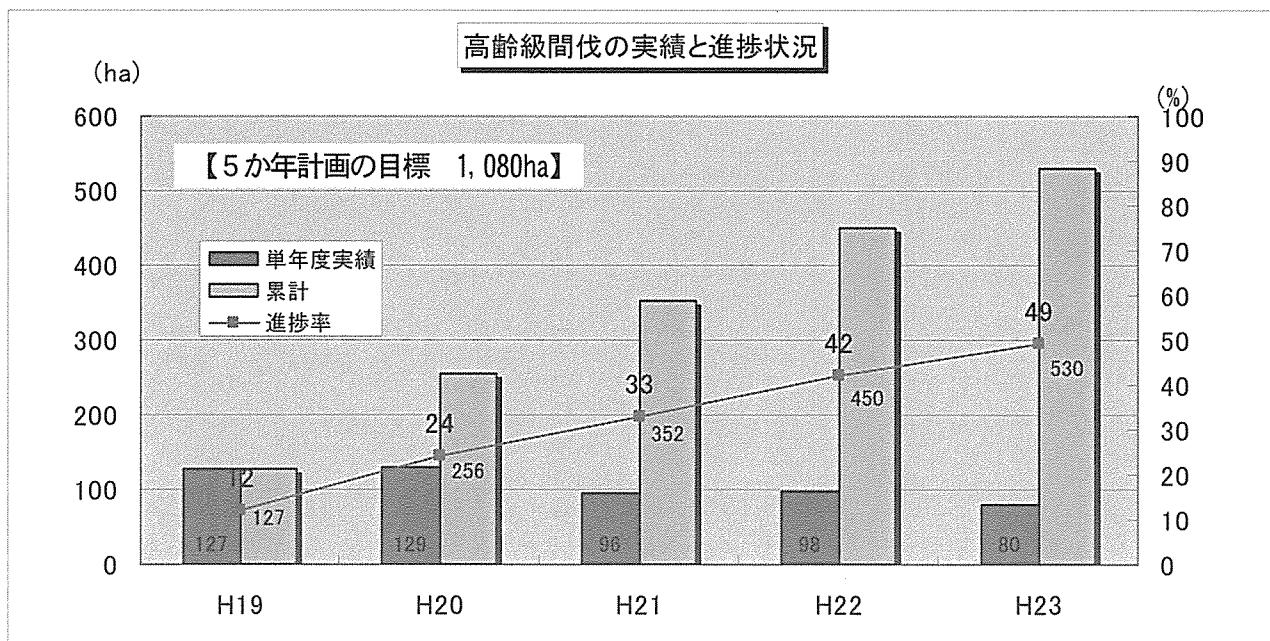
- ◇ 市町村が着実に森林所有者との協定等の締結を進め、5か年計画の目標の98%の面積を確保した。



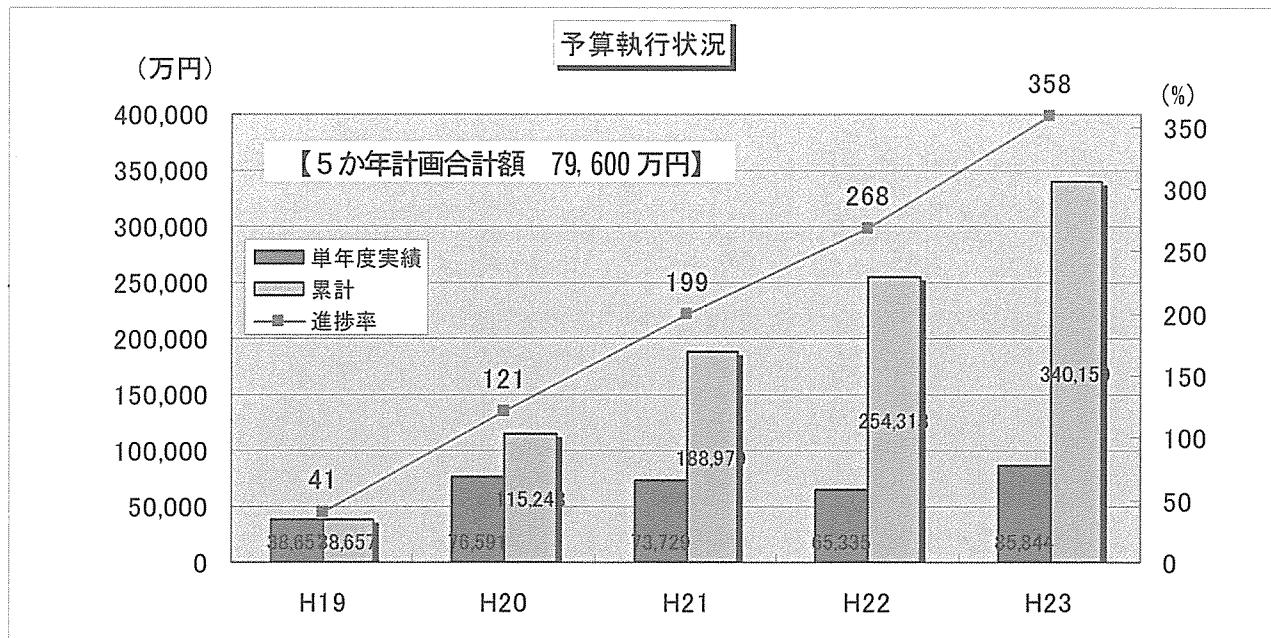
- ◇ 市町村が着実に間伐等の森林整備を進め、5か年計画の目標の面積を整備した。



◇ 市町村が私有林の確保・整備との事業量の調整を図りながら整備を進め、5か年計画の目標の67%の面積を整備した。



◇ 県が市町村が森林所有者の意向との調整を図りながら、間伐に要する経費の支援を行い、5か年計画の目標の49%の面積の整備が行われた。



◇ 5か年の計画額7億9,600万円に対して、358%である34億159万円を執行した。

※ 地域水源林整備の事業の進捗状況と予算執行状況の乖離

5か年計画では、地域水源林の整備手法として、森林所有者自らが整備し、その経費の一部を市町村が補助する手法を予定していたが、森林所有者に代わって市町村が森林整備をすべて行う整備手法（所有者負担なし）を選択する市町村が非常に多かったため、当初計画額に比べ事業費が大幅に増えている。

愛川町八菅山（私有林）



施業代行協定で確保した私有林である当該地の現況は、スギ・ヒノキの人工林及び広葉樹の森林であり、目標林型を混交林及び広葉樹林として、平成23年度は間伐等の森林整備を実施した。

小田原市根府川（私有林）



施業代行協定で確保した私有林である当該地の現況はスギ・ヒノキの人工林であり、目標林型を健全な人工林として、平成23年度は間伐等の森林整備を実施した。

湯河原町鍛冶屋（町有林）



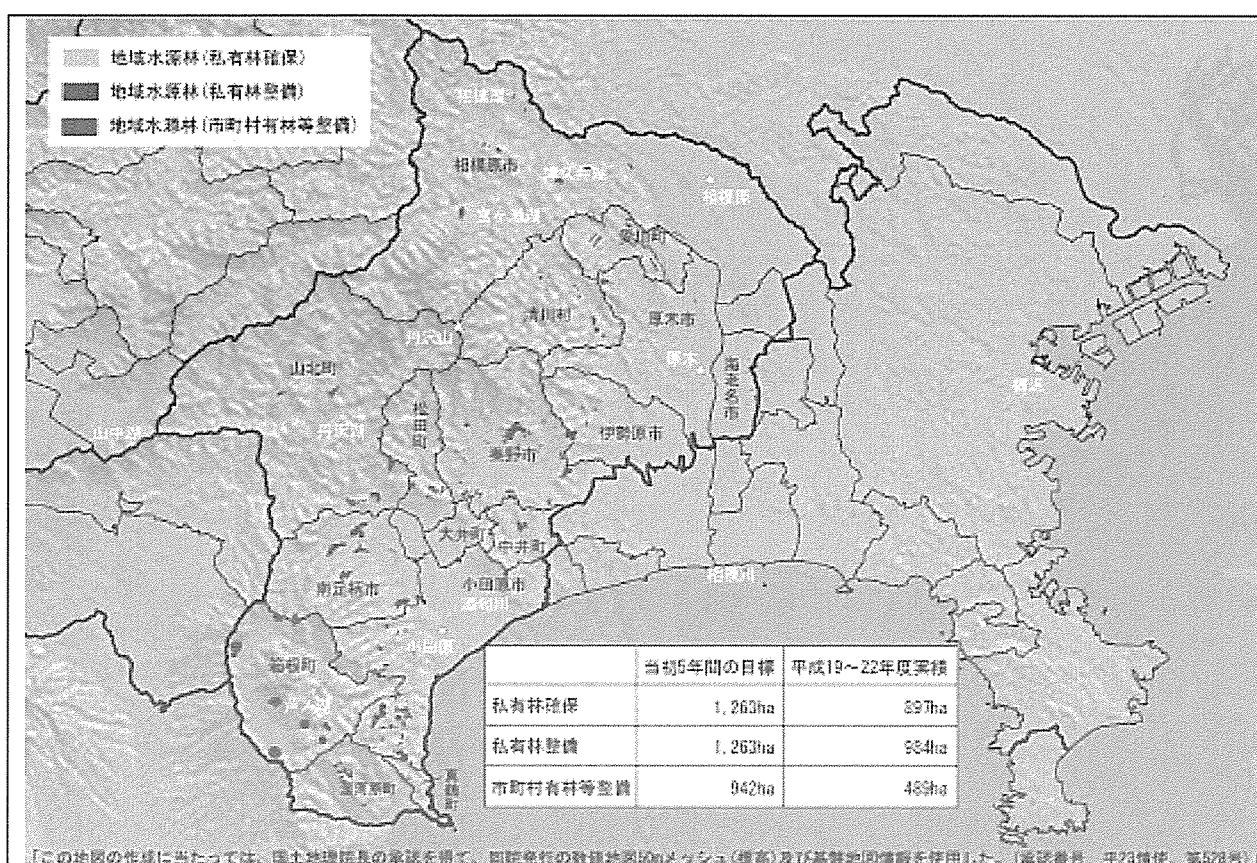
町有林である当該地の現況は、スギ・ヒノキの人工林であり、目標林型を混交林として、平成 23 年度は間伐等の森林整備を実施した。

山北町向原（町有林）



町有林である当該地の現況は、スギ・ヒノキの人工林であり、目標林型を巨木林として、平成 23 年度は間伐等の森林整備を実施した。

【事業実施箇所図】（平成 19～22 年度実績）（※年度末に 23 年度実績版に差し替え）



◇ 県内 3 地域（県央地域・湘南地域・県西地域）の 15 市町村による地域水源林整備事業の概要図。

1 事業実施状況

(実施主体：市町村)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
私有林確保	269ha	229ha	175ha	224ha	338ha
私有林整備	221ha	257ha	248ha	258ha	278ha
市町村有林等整備	52ha	140ha	153ha	144ha	142ha
高齢級間伐	127ha	129ha	96ha	98ha	80ha
執行額	3億8,657万円	7億6,591万円	7億3,729万円	6億5,335万円	8億5,844万円
区分	5年間累計				
私有林確保	1,235ha				
私有林整備	1,263ha				
市町村有林等整備	631ha				
高齢級間伐	530ha				
執行額	34億0,159万円				

III 事業の効果はあったのか

1 点検・評価の仕組み

水源環境保全・再生施策の各事業の効果について検証するため、点検・評価の仕組みに基づき、①事業進捗状況、②モニタリング調査結果、③事業モニター意見、④県民フォーラム意見の4つの視点から評価するとともに、総括コメントを作成して点検を行った。

2 事業進捗状況から見た評価

地域水源林整備の平成22年度事業実績（累計）の進捗率は、①私有林の確保は98%、②私有林の整備は100%、③市町村有林等の整備は67%であった。5年間の数値目標を設定している事業であるため、次の基準（左）により、達成状況は、①がBランク、②がAランク、③がCランクと評価される。

④高齢級間伐の平成23年度事業実績（累計）は530haであるが、年度ごとの数値目標を設定している事業であるため、5年間（平成19～23年度）の目標に対する実績の達成率は49%となり、次の基準（右）により、達成状況はDランクと評価される。

5年間(H19-23)の数値目標を設定している事業

平成23年度の実績（累計）	ランク
目標の100%以上	A
目標の80%以上100%未満	B
目標の60%以上80%未満	C
目標の60%未満	D

年度ごとの目標を設定している事業

平成23年度の実績（累計）	ランク
5年間の目標の100%以上	A
5年間の目標の80%以上100%未満	B
5年間の目標の60%以上80%未満	C
5年間の目標の60%未満	D

3 事業モニタリング実施状況

この事業は、地域における水源保全を図るため、市町村が主体的に取り組む水源林の確保・整備等を推進することにより、県内水源保全地域全域で水源かん養など公益的機能の高い森林づくりを目指すものであり、量的には確保面積及び整備面積を指標とし、質的には「森林が適正に手入れされている状態」を指標とし、中期的に把握して、評価する。

質的指標の「森林が適正に手入れされている状態」の把握は、「1 水源の森林づくり事業の推進」のモニタリング調査により把握するため、この事業独自のモニタリング調査は実施しない。

なお、長期的な施策効果の把握については、「11 水環境モニタリング調査の実施」における「①森林のモニタリング調査」の対照流域法等による森林の水源かん養機能調査や人工林整備状況調査を行い、森林の水源かん養機能等を把握する。また、森林の公益的機能については、既に発表されている研究結果等も参考とする。

4 事業モニタリング調査結果

「1 水源の森林づくり事業の推進」のモニタリング調査により把握し、事業独自のモニタリング調査は実施しないため、「1 水源の森林づくり事業の推進」のモニタリング調査結果に基づく評価と同じ。

5 県民会議 事業モニター結果

(平成 20 年度)

○日程 平成 20 年 5 月 17 日(土)

○場所 秦野市羽根

○意見

秦野市が推進している山林整備と、もう一方では里山整備のステージを用意しボランティア団体の参加、育成を発展させている里山整備の計画がよく理解できました。整備された里山にはエビネが花を咲かせ、夏にはカブトムシ、クワガタが姿を見せるとのことでした。市民の生きがいと環境向上につながり、理想的な展開となっていました。

(平成 21 年度)

○日程 平成 21 年 12 月 21 日(月)

○場所 中井町境

○意見

中井町の事業実施箇所は、近くに畑や公園、散歩コースがあります。

このような場所では下草を生やし、土壤を安定させ、水源かん養機能の向上を図るといった奥山で行うような水源林整備を行うと、景観が悪くなる、ポイ捨てしやすくなるなどといった弊害が生じる可能性があります。

そこで、中井町では間伐を行い下草を刈り、林内を明るくすることで、景観に配慮し、不法投棄を防止するとともに市民の憩いの場となるような整備を行っています。

今後、純粋に水源かん養機能を高めていくことと、地域の特性に応じて柔軟に整備を行うことの折り合いをどこでつけるのか。どこまで水源環境保全税で整備を行うのか議論が必要だと感じました。

(平成 22 年度)

○日程 平成 22 年 10 月 19 日(火)

○場所 清川村煤ヶ谷、相模原市緑区

○意見 (出典: ニュースレターしづくちゃん便り 第 21 号)

- ・地域水源林整備事業に取り組む市町村の意欲的な姿勢を今後も期待します。
- ・県は関係市町村に、この事業の趣旨を十分に理解してもらうよう指導願います。
- ・事業を始める前に、県は市町村の計画を把握し指導するよう願います。

- ・県は事業実施中も、その内容が事業の趣旨と合うか常に点検することが必要であると考えます。
- ・「第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」が始まる前に、地域水源林整備の基準を明確にすることが必要であると考えます。
- ・県は、事業施策の展開に、県民会議・県民の意見をより一層反映するよう願います。

(平成23年度)

○日程 平成23年11月30日(水)

○場所 足柄下郡箱根町仙石原

○意見

箱根町では、豊かな森林づくりに向けて、町民をあげて継続的な取組がなされていました。また、多彩な森林づくりを目指した植樹により、水源の森林が観光資源としての効果をあげている様子も伺えました。

6 県民フォーラムにおける県民意見（平成23年度）

（「県民フォーラム意見報告書」等に記載。）

7 総括

【参考】前回報告書における総括（確定版では削除する）

地域の水源林を市町村が公的に管理、整備する仕組みを導入したことは評価できる。

5か年計画の目標事業量に対し、私有林確保において71%、私有林整備において78%、市町村林等整備において52%、高齢級間伐において53%の進捗率となっており、平成22年度までの4年間の事業量の目安である80%（高齢級間伐は77%）をいずれも下回っていることから、計画量の精査が必要である。

今後は、市町村がこの制度を活用し、地域特性に応じて、多様な手法で整備を促進することを期待するが、水源涵養機能の向上と地域特性に応じた整備手法について整理する必要がある。また、森林所有者が契約終了後も適正に維持管理ができる仕組みづくりが必要である。

市町村が選択する整備手法により当初計画額に比べ事業費が大幅に増加していることと、事業進捗（整備面積）の遅れが課題であり、今後は市町村の計画を踏まえながら、より適切な整備手法の再検討が必要である。また、一定の流域での森林管理の目標に沿って、他の森林整備やシカ管理と整合するように進めるべきである。

点検・評価については、水源環境林としての目標林型へ誘導する道筋を明らかにするとともに、目標林型に向けた計画的・段階的な整備が着実に実行できているか、また、整備面積の進捗管理だけでなく、生態系への配慮など整備内容に関する点検・評価のあり方について、早急に検討する必要がある。

○県民会議委員の個別意見

- ・水源林としての整備計画の立案、広葉樹林や渓畔林に対する考え方、事業の実施、具体的な森林施業の技術指針は、県が行う水源の森林づくり事業と同じレベルで進める必要がある。
- ・灌木やササ刈り払いは慎重に行う必要がある。広葉樹林や沢沿いの渓畔林の保全など水源保全・再生のための事業として、県が指針の基で指導を行う必要がある。
- ・間伐し太陽光が入れば、結果的に自然の雑木が生える。水源林も木材生産も物理的な過程は同じである。